

住居用入居申込書 【法人】



株式会社 **セイワ地研**

〒810-0041福岡市中央区大名2丁目8番17号
TEL(092)713-5600 FAX(092)713-7375

申込日 月 月 日

物件名	号室				
所在地	〒				
賃料	円	礼金	円	仲介手数料	※ 円
共益費	円	敷金	円	駐車場仲介	※ 円
ホート24	※ 円	敷引	円	駐車場敷金	円
町会費	円	鍵交換費	※ 円	リモコン代	円
駐車場料	※ 円	火災保険料	円	ネームプレート代	※ 円
		室内消毒代	※ 円		
月額合計	円	退去時清掃代	円	※印は、消費税込の金額です。	
契約形態	<input type="checkbox"/> 普通借家 <input type="checkbox"/> 定期借家(年) ※更新事務手数料 [2年毎] 11,000円 (税込)				
入居希望日	年 月 日 (予定)	保証会社	<input type="checkbox"/> セーフティ <input type="checkbox"/> リース <input type="checkbox"/> ふれんず		
駐車場	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [車種:]	保証料	円 [月額 円]		
ペット飼育	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [種類:]	契約形態	<input type="checkbox"/> 住居用 <input type="checkbox"/> 学生プラン <input type="checkbox"/> 事業用		

申込者

ふりがな	印		設 立	年 月
法人名			事業内容	
本社所在地	〒		資 本 金	万円
T E L	F A X		年 商	万円
支店所在地	〒		営 業 所 数	ヶ所
T E L	F A X		従 業 員 数	名
契約内容	<input type="checkbox"/> 本社契約 <input type="checkbox"/> 支店契約 []		主要取引先	
担当部署	担 当 者		取引銀行	
契約代行会社	印		T E L	
契約部署等			F A X	
所 在 地	〒		担当部署・担当者	

入居者

雇用形態 正社員 契約社員 派遣社員 その他 []

ふりがな	印		性 別	男 ・ 女 (配偶者 有 ・ 無)
氏 名			生 年 月 日	年 月 日(満 歳)
現 住 所	〒		自 宅 電 話	
現在の住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅		携 帯 電 話	
勤務先名称			役 職	
所 在 地	〒		勤 続 年 数	
T E L	F A X		年 収	万円(税込)
同居人氏名		続柄	生 年 月 日	
勤務先・学校・連絡先				
ふりがな			年 月 日(満 歳)	携 帯 電 話 - -
氏 名				
ふりがな			年 月 日(満 歳)	携 帯 電 話 - -
氏 名				

連帯保証人

ふりがな	印		性 別	男 ・ 女 (続柄)
氏 名			生 年 月 日	年 月 日(満 歳)
現 住 所	〒		自 宅 電 話	
現在の住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅		携 帯 電 話	
勤務先名称			業 種	
所 在 地	〒		役 職	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他()		勤 続 年 数	年 月
T E L	F A X		年 収	万円(税込)

緊急連絡先 (上記、連帯保証人以外の方をご記入下さい。)

ふりがな	印		性 別	男 ・ 女 (続柄)
氏 名			生 年 月 日	年 月 日(満 歳)
現 住 所	〒		自 宅 電 話	
現在の住居	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 家族所有 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 社宅		携 帯 電 話	
勤務先名称			業 種	
所 在 地	〒		役 職	
雇用形態	<input type="checkbox"/> 正社員 <input type="checkbox"/> 自営業 <input type="checkbox"/> その他()		勤 続 年 数	年 月
T E L	F A X		年 収	万円(税込)

申込についての確認事項 (記入をお願いします。)

連帯保証人様への確認事項	極度額(賃料の36ヵ月分)について	<input type="checkbox"/> 理解致しました。
火災保険についての確認事項	<input type="checkbox"/> [保険商品のご案内]を確認しました。	<input type="checkbox"/> 地震保険の加入を希望します。

申込についての承諾事項 (記入をお願いします。)

- 申込書の必要事項は正確に空欄の無いよう全てご記入下さい。
- ご記入漏れや虚偽があった場合は、契約締結後であっても契約解除となることがあります。
- ご記入内容確認の為、審査時に必要書類(会社謄本・印鑑証明書・身分証明書等)の提出をお願いする場合があります。
- 審査の為、連帯保証人様へ契約内容の確認をさせていただきます。
- 入居者審査の結果、お申込みをお断りする場合があります。お断りの理由につきましては、一切お答えできませんのでご了承下さい。
- 契約締結日以降に借主様の責による契約解除があった場合は、ご入金済みの仲介手数料は返金致しません。
- 賃貸借契約の成立・不成立を問わず本申込書はご返却致しません。
- ご記入頂いた内容につきましては、個人情報保護法の定めに従い当該物件の貸主様・管理会社に通知し、重要事項説明書・賃貸借契約書の作成、当該物件にご入居された以降に連絡が必要となる物件の保守・点検・管理を行う業者への開示以外には利用致しません。

備考(要望等)

備考(要望等)			
---------	--	--	--

仲介業者様	担当者氏名	携 帯
	T E L	F A X

保険商品のご案内について

弊社では、保険商品をご案内するにあたり、次のとおり商品を選別し、お客さまにお勧めすることとしております。

1. 弊社の取扱い保険会社（全社）

弊社が取扱う保険会社は次のとおりです。

< 損害保険会社 >

A I G 損害保険株式会社

< 少額短期保険会社 >

全管協少額短期保険株式会社

2. 弊社がお勧めする保険会社・商品およびその理由

弊社が取扱う保険会社の内、弊社がお客さまにお勧めする保険会社・商品およびその理由は次のとおりです。

【お勧めする理由】

当社は下記の通り、推奨販売することを経営方針としております。

- ① 住居使用・・・全管協少額短期保険株式会社（地震保険なし）
A I G 損害保険株式会社（地震保険あり）
- ② 事業用物件（管理・非管理物件）、その他・・・A I G 損害保険株式会社

理由としては下記の3つとなります。

1. 事務処理に精通していること。
2. 事故対応の手続きが行いやすいこと。
3. 信頼関係が構築されていること。

但し、お客様のご意向を最優先いたしますので、全管協少額短期保険株式会社商品のご希望がある場合はこの限りではありません。

代理店名

株式会社 セイワ地研

お客様各位

個人情報のお取り扱いについて

■個人情報保護における基本方針

(株)セイワ地研は、お客様の保護について高い意識をもち、個人情報に関する法令を遵守し、個人情報の適正な取扱、安全かつ確実な管理・運営に努めます。

■個人情報の取得および利用について

お客様から個人情報をご提示いただく場合は、利用目的の提示を行い、ご本人の同意なく利用目的の範囲を超えた個人情報の取扱は致しません。尚、お客様からの個人情報のご提示は任意ですが、お客様へのサービス向上を目指す上で必要となる場合がありますのでご理解ください。また、ご提示いただいた個人情報が正確かつ最新であることにつきましては、ご本人が責任を負っていただくものと致します。

■個人情報を利用する目的および第三者への情報提供について

お客様からご提示いただいた個人情報は、次の目的で利用し、第三者へ情報提供致します。

1. 不動産の賃貸借契約の相手方を探索すること、賃貸借契約（連帯保証契約を含む）、管理委託契約等を締結すること、および契約に基づく役務を提供すること。
2. 不動産の賃貸、それらの代理・仲介、管理等に関する情報を提供すること。
3. 上記1および2の目的を達成するために、契約の相手方および貸し希望者・借り希望者、他の宅地建物取引業者、指定流通機構、物件流通機構、物件情報を書面またはインターネットで提供する者・団体・広告会社、融資に関わる金融機関、登記等に関わる司法書士その他専門家、提携損害保険会社、共済会、不動産管理業者、保証委託会社またはお客様の同意を得た第三者に提供すること。
なお、契約の相手方探索の為に指定流通機構に対して物件情報を提供する場合および指定流通機構に登録されている物件についてご契約される場合には、個人情報を次のとおり利用致します。
(1) 契約が成立した場合には、その年月日、成約価格等を指定流通機構に通知致します。
(2) 指定流通機構は、物件情報および成約情報（成約情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、物件の概要・契約年月日・成約価格等の情報で構成されています）を指定流通機構の会員たる宅地建物取引業者や公的な団体に電子データや紙媒体で提供すること等の宅地建物取引業法に規定された指定流通機構の業務のために利用致します。

- ・提供される情報は、氏名、住所、電話番号、物件情報、成約情報その他必要な項目です。
- ・情報の提供は、書面、電話、電子メール、インターネット、広告媒体の手段で行います。
- ・ご本人様からお申し出がありましたら、情報の提供は中止致します。

4. 上記1および2の役務、情報を提供するために、郵便物、電話、電子メール等により連絡すること。
5. お客様からのお問い合わせに際して、および上記4の目的を達成するために、必要に応じて保管すること。
6. 宅地建物取引業法第49条に基づく帳簿として、およびその資料として保管すること
7. 不動産の賃貸借等に関する価格査定を行うこと。
なお、価格査定に用いた成約情報につきましては、他の物件の価格査定に際し「意見の根拠」として仲介の依頼者に提供することがあります。

- ・提供される情報は、貸主様・借主様の氏名を含まず、成約物件の特定が困難となる工夫を施した物件の概要・成約価格等の項目です。
- ・情報の提供は、書面、電子メール等の手段で行います。
- ・ご本人様のお申し出がありましたら、情報の提供は中止致します。

8. 市場動向分析を行うこと。

■個人情報に関するお問い合わせ窓口

お客様の個人情報および保有個人データについて、その内容の開示・訂正・利用停止等のご請求、その他個人情報に関するご質問、ご意見等のお申し出については、以下のお問い合わせ窓口またはお客様の営業担当者にご連絡ください。

1. お問い合わせ・相談窓口

住 所 〒810-0041 福岡市中央区大名 2-8-17
電 話 092-713-5600（受付時間 月～土 9:15～17:00）
E-メール info@seiwachiken.co.jp

2. 個人情報保護管理責任者 (株)セイワ地研 代表取締役 次田武史



個人情報の取り扱いについての説明を受け、本書面の内容について承諾し、本書面を受領しました。

年 月 日 住所

氏名

印

勧誘方針

「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、保険商品をはじめとする各種金融商品の販売における勧誘方針を次の通り定め、これに基づいて販売活動を行います。

1 各種の法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。

- 保険業法、金融サービスの提供に関する法律、消費者契約法、金融商品取引法、個人情報保護に関する法律、その他の関係法令等を遵守し、適正な勧誘・販売に努めます。
- お客さまへの適切な勧誘・販売を確保するために、社内の管理体制を整備するとともに、研修に取り組みます。
- お客さまに関する情報は、適切な管理・取扱いを行います。
- 保険金の不正取得を防止する観点から、適正な保険商品の勧誘・販売に努めます。特に満年齢が15歳未満の方を被保険者とする保険契約については、適正な保険金額の設定に注意を払うなど、保険金の不正取得防止に努めます。

2 お客さまのご意向と実情に応じた勧誘・販売に努めます。

- お客さまのご意向を把握するとともに、商品やサービス等に関するお客さまの知識、経験、財産の状況、購入の目的などを総合的に勘案して、お客さまのご意向と実情に沿った商品をご選択いただけるよう、保険商品やサービスの説明を通じて適切に情報をご提供するよう努めます。
- 保険商品やサービス等のご説明にあたっては、お客さまと直接対面しない販売方法で行う場合も含め、販売形態に応じ、お客さまにわかりやすい説明となるよう工夫します。また、ご高齢のお客さまには、より丁寧にご説明するなどご理解いただきやすいものとなるように努めます。
- 保険商品販売やサービス提供等に際しては、時間帯や場所、方法等に十分配慮します。

3 お客さまにご満足いただけるサービスの提供に努めます。

- お客さまからの問い合わせには、迅速、的確、丁寧に対応するよう努めます。
- 保険事故が発生した場合は、保険金等のご請求についてわかりやすく丁寧にご案内し、迅速かつ適正な保険金のお支払いに努めます。
- お客さまからいただく様々な声を収集し、商品の開発やサービスのご提供、保険商品の販売に活かしてまいります。
- 個人・中小企業・大企業それぞれのセグメントのお客さまニーズに対する理解を深め、リスクを認識し事前に予防するための『アクティブケア（一歩先の心遣い）』のコンセプトに基づくサービスの提供に努めます。

リビングパートナー保険

大切な家財と賠償責任のパッケージ補償で新生活をサポート! 家財専用の火災保険です。

家財の補償

1 火災、落雷、破裂・爆発



2 風災・雷災・雪災

※吹込み損傷は、これらの事故による住宅外部の破損により生じた場合に限りです。雪災の損傷は、引々の事故によるものが明確でない場合は、1回の事故とします。



3 住宅外部からの物体の落下・飛来・衝突等



4 給排水設備や他の戸室の事故による水濡れ



5 騒擾、労働争議に伴う暴力・破壊行為



6 盗難

※保険証券記載の住宅の屋外にある間の盗難(敷地内の宅記物に生じた事故、⑩引越中の家財の事故、ドアロック交換費用補償特約を除きま)は対象になりません。



7 通貨等の盗難

※保険証券記載の住宅内における通貨等(生活用のものに限ります。)の盗難。1事故1世帯ごとの限度額は次のとおりです。

- 通貨・切手等(20万円)
- 預貯金証書(200万円または家財のご契約金額のいずれか低い額)
- 乗車券等(20万円)



8 水災

※家財に再調達価額(注)の30%以上の損害が生じた場合や、その家財を収容する住宅が床上浸水または地盤面より45cmを超える浸水を被ったため家財に再調達価額(注)の30%未満の損害が生じた場合に限りです。

(注)同等のものを新たに購入するのに必要な金額をいいます。



9 不測かつ突発的な事故(破損・汚損など)

(自己負担額3万円)
※①～⑧の事故は、損害保険金の支払の有無にかかわらず含まれません。ただし、給排水設備自体に生じた事故は含まれます。



10 引越中の家財の事故(1事故100万円限度、⑨の事故は自己負担額3万円)

※保険の対象である家財を収容している住宅から転居先の住宅へ運送中の事故(日本国内)により損害が発生した場合をいいます。
※⑦⑧の事故は対象となりません。
※「法人等契約の被保険者に関する特約」をセットした場合は対象となりません。



賠償責任の補償(示談交渉サービス付き)

大家さんに対する賠償責任(借家人賠償保険)

(1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度)

偶然な事故で、借戸室に損害を与え、大家さんへの法律上の損害賠償責任を負担する場合



他人に対する賠償責任(個人賠償保険)

(1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度)

日本国内において、日常生活の偶然な事故などで他人にケガをさせたり、他人のものを壊し法律上の損害賠償責任を負担する場合等



自動的にセットされる特約

ドアロック交換費用補償特約

(1事故につき3万円限度)

保険証券記載の住宅のドアのかぎが日本国内で盗難されて、被保険者がドアロックの交換に必要な費用を負担した場合



臨時賃借・宿泊費用補償特約

(1か月につき10万円限度)かつ1事故につき6か月限度)

上記①～⑧、⑨の事故により家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半損以上またはその家財が全損となった場合



(注)「借家人賠償保険」「個人賠償保険」が既にご加入の別の保険契約にセットされている場合には、補償が重複することがあります。ご契約の前に、補償内容を十分ご確認ください。

さらに、こんな出費もカバー

(借戸室修理費用)(1事故につき保険証券記載の支払限度額を限度)
偶然な事故で借戸室が破損し、貸主との契約に基づきまたは緊急的に自己の費用で修理した場合(たとえば、給排水管の凍結や詰まりで損害が生じた場合の修理費用)

(事故時諸費用)(損害保険金×10%、1事故1世帯ごとに100万円限度)
上記①～⑤、⑨の事故により損害保険金が支払われ、臨時に費用が生じる場合

(残存物取づけ費用)
(実際に支出した額、損害保険金の10%に相当する額を限度)

上記①～⑧、⑨、⑩の事故により損害保険金が支払われ、残存物取づけ費用が生じる場合

(地震火災費用)(ご契約金額×5%、1事故1世帯ごとに300万円限度)
地震、噴火またはこれらによる津波が原因の火災により家財が損害を受け、その家財を収容する住宅が半焼以上または家財が全焼となった場合

(損害防止費用)(実際に支出した額)
損害保険金が支払われる場合で上記①の事故による損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な消火活動の費用を支出した場合

この保険には、お住まいのトラブルに対する「住まいのかけつけサービス」がセットされています。

リビングパートナー保険 保険期間：2年

以下のすべてのプランに、借家人賠償保険2,000万円限度、個人賠償保険2,000万円限度、借戸室修理費用200万円限度、ドアロック交換費用補償特約、臨時賃借・宿泊費用補償特約がセットされています。

●住宅所在地1：北海道、青森、岩手、秋田、山形、新潟、栃木、群馬、長野、富山、石川、福井、岐阜、滋賀、京都、奈良、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島

地震保険 建築年割引適用あり

プラン名	プラン1		プラン2		プラン3	
建物構造	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)
家財保険金額	144.1万円	136.4万円	215.9万円	198.8万円	266.2万円	249.0万円
地震保険金額(家財)	61.1万円	54.9万円	86.7万円	88.2万円	106.7万円	99.7万円
家財保険料	6,520円	6,230円	9,200円	8,590円	10,950円	10,370円
地震保険料	760円	1,050円	1,080円	1,690円	1,330円	1,910円
個人賠償保険料	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円
借家人賠償保険料	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円
合計保険料	15,000円		18,000円		20,000円	

地震保険 建築年割引適用なし

プラン名	プラン4		プラン5		プラン6	
建物構造	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)	耐火(M/T/1/2)	非耐火(H/3)
家財保険金額	143.0万円	133.0万円	213.1万円	198.8万円	262.3万円	244.2万円
地震保険金額(家財)	57.9万円	55.6万円	85.2万円	79.5万円	105.3万円	97.8万円
家財保険料	6,480円	6,100円	9,100円	8,590円	10,820円	10,200円
地震保険料	800円	1,180円	1,180円	1,690円	1,460円	2,080円
個人賠償保険料	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円	2,260円
借家人賠償保険料	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円	5,460円
合計保険料	15,000円		18,000円		20,000円	

<地震保険>地震、噴火またはこれらによる津波を原因とする火災、損壊、埋没または流失によって家財に生じた損害が、「全損」「大半損」「小半損」または「一部損」に該当した場合に保険金をお支払いします。保険金は、実際の修理費ではなく、損害の程度に応じて地震保険のご契約金額の一定割合(100%、60%、30%、5%)をお支払いします。リビングパートナー保険では、ご希望されない場合を除き、地震保険とセットでご契約いただけます。地震保険のご契約を希望されない場合には、地震、噴火またはこれらによる津波が原因で生じた損害(延焼・拡大損害を含みます。)は補償されません。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。また、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

C3-6848-8500 午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

https://www.aig.co.jp/sonpo

AIG損害保険株式会社

代理店 株式会社セイワ地研

福岡市中央区大名2丁目8番17号

TEL 092(715)0003

info@seiwachiken.co.jp

賃貸住宅にお住まいの方の家財や、賠償責任などを補償する保険です。

📍 **お部屋の間取りをご確認いただき、コースをお選びください。**

家財の保険では、お部屋の間取りだけでなく、お持ちの家財と同等の物を新品で再購入される場合の価格を合計して、下記目安と比較いただき、高い方の金額でコースを選択してください。

1ルーム、1K、1DK 1LDK、2K、2DK、2LDK 3K、3DK、3LDK

家財保険金額の目安 家財保険金額の目安 家財保険金額の目安

320万円～520万円 420万円～620万円 520万円～720万円

A B C コースがおすすめ **B C D** コースがおすすめ **C D E** コースがおすすめ

コース	A	B	C	D	E	S
補償限度額						
家財	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	300万円
修理費用	100万円					100万円
入居者賠償責任	3,000万円*					3,000万円*
保険料						
保険期間2年	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	26,000円	16,000円
保険期間1年	11,000円	12,250円	13,500円	14,750円	16,000円	9,750円

*1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は3,000万円(入居者賠償責任保険金額)を限度とします。

❗ 万一事故が起きた際に、この保険の対象となる家財の保有額(新品での再購入価格)に対して保険金額が少ない場合、十分な補償を受けられない場合がございますのでご注意ください。

修理費用

入居物件が偶然的事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等の負担で修理した修理費用に対して補償します。

保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> 竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。 盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。 寒暖差により窓ガラスが割れた。 	100万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 地震によりガラスが割れた。 網入りガラスがサビによりひび割れた。
<ul style="list-style-type: none"> 入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。 	30万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化により水道管が破損した。
<ul style="list-style-type: none"> 入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解冻作業を業者へ依頼した。 	30万円限度 保険期間中1年ごとに1回まで	<ul style="list-style-type: none"> 共用部分の水道管が凍結し、解冻を業者に依頼した。
<ul style="list-style-type: none"> 入居物件内で被保険者がお亡くなりになったことを原因として、入居物件の清掃が必要となった。 	50万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 被保険者がお亡くなりになり、同居人が継続して入居し続ける場合で、被保険者の遺品を整理した。
<ul style="list-style-type: none"> 被保険者がお亡くなりになり、入居物件からの遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。 	50万円限度	

借家人賠償責任

火災・爆発・水ぬれ損などの偶然的事故で、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> 火災を起こし、入居物件に損害を与えた。 	3,000万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 隣室からの出火により、入居物件が類焼した。 分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。
<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。 熱帯魚の水槽の水があふれ、入居物件の床が水浸しになった。 	3,000万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。 共用部の水道管が破裂し、入居物件の床が水浸しになった。
<ul style="list-style-type: none"> TVを倒して床に穴があいた。 灯油をこぼして床を汚損した。 	3,000万円限度 自己負担額1万円	<ul style="list-style-type: none"> 結露により、内壁にカビが発生した。 たばこのヤニにより壁が変色した。

※通常使用によって生じた傷・汚れや、経年劣化は、入居者に賠償責任が発生しないため、補償の対象外となります。詳しくは、〈参考資料〉原状回復の基本的な考え方と保険契約との関係(P.30)をご参照ください。

家財

火災や水ぬれ、盗難など、次の事故により生じた家財の損害を補償します。

火災・破裂・爆発	火災、噴火、津波による火災で家財に損害が出た(地震火災費用保険金のお支払い対象となる場合があります)。
落雷	落雷によりテレビやパソコンが壊れた。
風災・ひょう災・雪災	台風による風で窓ガラスが割れ、壊れた窓からの吹き込みで家財に損害が出た。
建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	飛んできたボールが窓ガラスを割り、さらに室内の家財に損害が出た。
給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ	上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。
盗難	<ul style="list-style-type: none"> 何かが侵入し、家財を盗まれた。 入居するアパート敷地内の駐輪場から自転車を盗まれた。
第三者によるいたづら	何かが侵入し、盗難被害はなかったが、家財に損害が出た。
水害	大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た。
持ち出し家財の損害	旅行の際、宿泊中のホテルが火事になり、入居物件から持って出た荷物に損害が出た(日本国内のみ)。

※上記の他、騒ぎよう・集団行動・労働争議に伴う暴行・破壊による事故により生じた家財の損害も補償します(暴動を除きます)。

保険金をお支払いする主な場合

保険金をお支払いできない主な場合

	臨時費用	片付け費用	残存散費用	失火見舞費用	賃借費用	地震火災費用	地震火災交換費用	ドアロック	防犯カメラ
・ストーブの火が燃え移り、家財に損害が出た。 ・隣室からの出火により家財に損害が出た(類焼被害)。 ・ストーブの前に置いていたスプレー缶が破裂して、家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
落雷によりテレビやパソコンが壊れた。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
台風による風で窓ガラスが割れ、壊れた窓からの吹き込みで家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
飛んできたボールが窓ガラスを割り、さらに室内の家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
<ul style="list-style-type: none"> 何かが侵入し、家財を盗まれた。 入居するアパート敷地内の駐輪場から自転車を盗まれた。 	●	●	●	●	●	●	●	●	●
何かが侵入し、盗難被害はなかったが、家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た。	●	●	●	●	●	●	●	●	●
旅行の際、宿泊中のホテルが火事になり、入居物件から持って出た荷物に損害が出た(日本国内のみ)。	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※上記の他、騒ぎよう・集団行動・労働争議に伴う暴行・破壊による事故により生じた家財の損害も補償します(暴動を除きます)。

個人賠償責任

入居物件の使用・管理に起因する偶然的事故や、日常生活においてご本人やご家族が第三者にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(日本国内のみ)。

保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	保険金をお支払いできない主な場合
<ul style="list-style-type: none"> 洗濯機の水があふれて階下の物件の壁や家財に損害を与えた。 ベランダからものを落として階下の物件のものを破損した。 買い物中にお店の商品を破損した。 子供が近所の子供にケガを負わせた。 自転車に他人に接触し、ケガを負わせた。 	3,000万円限度	<ul style="list-style-type: none"> 共用部の水道管が詰まって漏水し、階下の物件に損害が出た。 知人のパソコンを借りていて壊した。 自動車を運転中、事故を起こし損害賠償責任を負った(原付バイクでの事故も対象外)。 業務に起因する事故により損害賠償責任を負った。

任意セット特約

地震災害一時金 特約

入居物件の属する建物地震等による損害により全壊または大規模半壊となった場合、一律30万円をお支払いします。(保険金のお支払いには、各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です。)

【特約保険料】

払込方法	保険期間	特約保険料
一括払	2年	4,000円
	1年	2,250円

商品のご案内(パンフレット)は概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございますので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、表紙記載の取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

賃貸住宅にお住まいの方の家財や、賠償責任などを補償する保険です。

📍 **お部屋の間取りをご確認いただき、コースをお選びください。**

家財の保険では、お部屋の間取りだけでなく、お持ちの家財と同等の物を新品で再購入される場合の価格を合計して、下記目安と比較いただき、高い方の金額でコースを選択してください。

1ルーム、1K、1DK	1LDK、2K、2DK、2LDK	3K、3DK、3LDK
家財保険金額の目安 320万円～520万円	家財保険金額の目安 420万円～620万円	家財保険金額の目安 520万円～720万円

A B C コースがおすすめ **B C D** コースがおすすめ **C D E** コースがおすすめ

コース	A	B	C	D	E	S
（補償限度額） 家財	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	300万円
修理費用	100万円					100万円
入居者賠償責任	3,000万円*					3,000万円*
月払保険料 保険期間 1年、2年共通	1,000円	1,100円	1,200円	1,300円	1,400円	900円

* 1回の事故でお支払いする借家人賠償責任と個人賠償責任の保険金の合計額は3,000万円（入居者賠償責任保険金額）を限度とします。

❗ 万一事故が起きた際に、この保険の対象となる家財の保有額（新品での再購入価格）に対して保険金額が少ない場合、十分な補償を受けられない場合がございますのでご注意ください。

修理費用 保険

入居物件が偶然な事故で損壊し、賃貸借契約に基づく原状回復義務により、または緊急的に、被保険者または相続人等の負担で修理した修理費用に対して補償します。

○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
・竜巻により飛来した瓦で窓ガラスが割れた。 ・盗難被害にあい、玄関ドアを壊された。 ・寒暖差により窓ガラスが割れた。	100万円限度	・地震によりガラスが割れた。
・入居物件の専用上水道管が凍結により破損した。	30万円限度	・老朽化により水道管が破損した。
・入居物件の専用上水道管が凍結し、水道が使用不能となり凍結解凍作業を業者へ依頼した。	30万円限度 保険期間中1年ごとに1回まで	・共用部分の水道管が凍結し、解凍を業者に依頼した。
・入居物件内で被保険者がお亡くなりになったことを原因として、入居物件の清掃が必要となった。	50万円限度	・被保険者がお亡くなりになり、共用部分の清掃が必要となった。
・被保険者がお亡くなりになり、入居物件からの遺品の搬出を相続人等が業者へ依頼した。	50万円限度	・同居人が継続して入居し続ける場合で、被保険者の遺品を整理した。

借家人賠償責任 保険

火災・爆発・水ぬれ損などの偶然な事故で、入居物件に損害を与えてしまい、貸主に対して法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します。

○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
・火災を起こし、入居物件に損害を与えた。	3,000万円限度	・隣室からの出火により、入居物件が類焼した。
・洗濯機のホースが外れ、入居物件の床が水浸しになった。	3,000万円限度	・分電盤の老朽化により漏電し、火災となった。
・熱帯魚の水槽の水があふれ、入居物件の床が水浸しになった。	3,000万円限度	・老朽化した水道管から漏水し、入居物件の床が水浸しになった。
・TVを倒して床に穴があいた。	3,000万円限度	・共用部の水道管が破損し、入居物件の床が水浸しになった。
・灯油をこぼして床を汚損した。	自己負担額1万円	・結露により、内壁にカビが発生した。
※通常使用によって生じた傷・汚れや、経年劣化は、入居者に賠償責任が発生しないため、補償の対象外となります。詳しくは、パンフレット「一体型約款」(参考資料)原状回復の基本的な考え方と保険契約との関係をご参照ください。		

家財 保険

火災や水ぬれ、盗難など、次の事故により生じた家財の損害を補償します。

○ 保険金をお支払いする主な場合	✕ 保険金をお支払いできない主な場合	
火災・破裂・爆発	・ストーブの火が燃え移り、家財に損害が出た。 ・隣室からの出火により家財に損害が出た(類焼被害)。 ・ストーブの前に置いていたスプレー缶が破裂して、家財に損害が出た。	地震、噴火、津波による火災で家財に損害が出た(地震火災費用保険金のお支払い対象となる場合があります)。
落雷	落雷によりテレビやパソコンが壊れた。	落雷によりパソコンの中のデータが消滅した(データやプログラムは対象外)。
風災・ひょう災・雪災	台風による風で窓ガラスが割れ、壊れた窓からの吹き込みで家財にも損害が出た。	天井からの雨漏りにより家財に損害が出た。
建物外部からの物体の飛来・落下・衝突・倒壊	飛んできたボールが窓ガラスを割り、さらに室内の家財に損害が出た。	飛んできたボールが自動車のフロントガラスを割った。
給排水設備の事故または他の戸室で生じた事故による水ぬれ	上階の他人の戸室からの漏水により、家財に損害が出た。	自室のエアコンからの水漏れにより、自室の家財に損害が出た。
盗難	・何者かが侵入し、家財を盗まれた。 ・入居するアパート敷地内の駐輪場から自転車を盗まれた。	駅前の駐輪場に置いてあった自転車を盗まれた。
第三者によるいたづら	何者かが侵入し、盗難被害はなかったが、家財に損害が出た。	自分の子供が遊んでいてテレビを壊した。
水害	大雨により近くの河川が氾濫し、床上浸水になり家財に損害が出た。	・屋外に設置された物置内の家財に損害が出た。 ・駐輪場の原付バイクが水没した。
持ち出し家財の損害	旅行の際、宿泊中のホテルが火事になり、入居物件から持った荷物に損害が出た(日本国内のみ)。	宿泊したホテルに荷物を置き忘れ、紛失してしまった。

※上記の他、騒じょう・集団行動・労働争議に伴う暴行・破壊による事故により生じた家財の損害も補償します(暴動を除きます)。

個人賠償責任 保険

入居物件の使用・管理に起因する偶然な事故や、日常生活においてご本人やご家族が過って第三者にケガをさせたり、第三者の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害賠償金などを補償します(日本国内のみ)。

○ 保険金をお支払いする主な場合	支払限度額	✕ 保険金をお支払いできない主な場合
・洗濯機の水があふれて階下の物件の壁や家財に損害を与えた。 ・ベランダからものを落として階下の物件のものを破損した。 ・買い物中にお店の商品を破損した。 ・子供が近所の子供にケガを負わせた。 ・自転車で他人に接触し、ケガを負わせた。	3,000万円限度	・共用部の水道管が詰まって漏水し、階下の物件に損害が出た。 ・知人のパソコンを借りていて壊した。 ・自動車を運転中、事故を起こし損害賠償責任を負った(原付バイクでの事故も対象外)。 ・業務に起因する事故により損害賠償責任を負った。

+ 任意セット特約

地震災害一時金 特約

入居物件の属する建物が地震等による損害により全壊または大規模半壊となった場合、一律30万円をお支払いします。(保険金のお支払いには、各自治体発行の全壊または大規模半壊の「り災証明書」が必要です。)

【特約保険料】

月払保険料	保険期間	特約保険料
	1年、2年共通	200円

商品のご案内(パンフレット)は概要を説明したものです。保険金をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益となる事項やその他注意事項等もございましたので、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」「約款・特約」をよくお読みください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または弊社までお問い合わせください。

【特約の適用について】

「法人等契約の被保険者に関する特約」について

- 保険契約者が法人(個人事業主を含む)で、その法人の役員または使用人を被保険者(入居者)とする場合は、ご契約時に「法人等契約の被保険者に関する特約」を付帯し、被保険者を特定しない無記名方式でご契約いただくことが可能です(この特約付帯による追加保険料はありません)。
- この特約を付帯した場合、被保険者は「法人等の役員または使用人で、加入内容確認証(e証券)記載の入居物件に居住する者およびその同居の親族」となりますが、弊社の同種の保険契約(※)の被保険者はこの保険契約の被保険者とはなりません。
- この特約を付帯する場合は、同時に入居する可能性のある人数を「被保険者数」としてご申告いただく必要がございますので、取扱代理店までお申し出ください。

※同種の保険契約とは、弊社の引き受ける火災保険、賠償責任保険をいいます。この特約を付帯した保険契約で事故が発生した際、その被保険者が弊社の同種の保険契約の被保険者である場合(すでに弊社契約があり、さらに転勤で単身赴任し弊社法人特約付社宅に入居した場合など)には、保険金のお支払いはできません(同一の被保険者において、お引き受け可能な同種の保険契約は1契約のみとなります)。



「複数契約に関する特約」について

- すでに弊社の保険契約にご加入の被保険者が入居物件を転居され、新たな入居物件においても弊社の別の保険契約にご加入いただける場合に、この特約を適用します。
- この特約により、同一被保険者について2件目のご契約が可能となります。
- 新・旧両契約から保険金をお支払いする場合には、この特約によりこの契約(新契約)でお支払いする保険金を控除した額が限度となります。
- 転居が完了しましたら、旧契約は解約受付センター(0120-208-001)で解約(失効)手続きをおとりください。

【その他ご注意いただきたいこと】

- 費用保険金の「地震火災費用保険金」および任意セット特約の「地震災害一時金」は損害保険会社が販売している「地震保険」とは異なります。なお弊社では、地震保険のお引き受けはできません。
- この保険契約は少額短期保険契約であり、お支払いいただいた保険料は地震保険料控除制度の対象とはなりません。
- この保険契約は共同保険契約です。共同保険についての詳細は、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」にてご確認ください。

